

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和2年6月12日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

6月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第37号の審査-----	3
質疑（香川良平委員、光好博幸委員、福住礼子委員、増永和起委員、水谷毅委員）	
議案第59号の審査-----	19
質疑（増永和起委員）	
議案第64号の審査-----	20
質疑（福住礼子委員、増永和起委員）	
議案第39号の審査-----	23
質疑（増永和起委員、水谷毅委員）	
議案第65号の審査-----	25
議案第63号所管分の審査-----	25
質疑（増永和起委員）	
採決-----	26
所管事項に関する事務調査について-----	26
閉会の宣告-----	27

民 生 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和2年6月12日（金） 午前10時3分 開会
午後 0時7分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 水谷 毅 委 員 福住礼子
委 員 増永和起 委 員 香川良平 委 員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
生活環境部長 松方和彦 同部参事兼産業振興課長 吉田量治
同部参事兼自治振興課長 丹羽和人 同部参事兼環境業務課長 安田信吾
市民課長 千葉郁子
保健福祉部長 野村眞二 同部理事 平井貴志
同部参事兼保健福祉課長 荒井陽子 生活支援課長 山下 聡
障害福祉課長 飯野祐介 高齢介護課長 真鍋伸也

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 織田裕太

1. 審査案件（審査順）

議案第37号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第59号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議案第64号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第39号 令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第63号 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第1条（摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）に関する部分

(午前10時3分 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 本会議に引き続きまして委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。今日は、先日の本会議で本委員会に付託されました6件の案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。一旦退席させていただきます。

○森西正委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第37号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 おはようございます。

それでは、質問させていただきます。

まず補正予算書の9ページの歳入から参ります。

国庫支出金、国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金976万円についてお伺いをいたします。どういった内容のものなのかというのを1回目お聞きしたい

なと思います。

続いて、補正予算書12ページに参ります。歳出です。

コミュニティプラザ費、コミュニティセンター費の過年度還付金でございます。コミュニティプラザが257万8,000円、コミュニティセンターが9万4,000円となっておりますが、この内容についてお聞きしたいなと思います。

次に、14ページ、15ページ、社会福祉総務費でございます。

新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金2,000万円についてお伺いいたします。1回目、内容についてお聞かせいただきたいなと思います。

次に、下の住居確保給付金、これについてお聞きします。これについても1回目は内容についてお伺いしたいなと思います。

続きまして、18ページ、19ページに行きます。商工費ですね。印刷製本費358万6,000円についてお聞きしたいなと思います。1回目、内容について教えてくださいなと思っています。お願いします。

その下の中小企業事業資金融資保証料補給金2,878万円について質問したいなと思っています。この中小企業の保証料の補給金は、融資が完済した暁には保証料を市のほうから支払うということで認識をさせていただいているんですけども、金額も大きいですし、1回目内容についてお伺いしたいなと思っています。

その下の次、スクラッチカード交付金407万2,000円についてです。セッピースクラッチカードだというふうに認識していますが、改めてこれも内容についてお聞きしたいなと思います。

その下の商品券交付金についても1回

目、内容について教えていただきたいなど思っています。

以上です。

○森西正委員長 では、順次答弁をお願いします。

千葉課長。

○千葉市民課長 そうしましたら香川委員の質問番号1番の歳入の個人番号カード交付事業費補助金について、概要の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、事業費の歳出におきましては、地方公共団体情報システム機構、略称J-LISへの個人番号カードの作成、発送等の事務の委任に係る交付金となります。この金額につきましては、国の予算の総額が全国の市町村の人口割合に応じて配分され、国から提示を受けた額で予算設定をしており、また同様に国から提示を受けた額で支払いを行っております。

令和2年度当初予算につきましては、令和元年12月24日付で請求の見込みが提示され、予算計上しております。その後、令和2年4月2日付で上限見込額が再度提示されたため、不足分を補正予算で計上するものでございます。

なお、歳出分につきましては、補助金として交付されます。

以上でございます。

○森西正委員長 丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 自治振興課に係りますご質問にご答弁させていただきます。

補正予算書12ページ、コミュニティプラザ費、コミュニティセンター費、いずれも過年度還付の補正についてでございます。

前年度に申請いただいた還付に対応す

るために、コミュニティプラザ、コミュニティセンターとも、予算計上をさせていただいているところでございます。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月9日から施設の貸室を休止し、6月1日から利用人数や利用形態に制限を設け、貸室を再開したところでございますが、例年より多数の過年度の還付が見込まれるために補正をお願いするものでございます。

積算につきましては、令和2年3月31日までに申請されました令和2年4月以降の施設使用料に計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染が疑われる患者に対するPCR検査の検体採取を実施した市内医療機関に対し、検体採取補助金を交付することにより、PCR検査の実施促進を図り、もって新型コロナウイルス感染症患者の早期発見、早期治療及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与することを目的として補助金を交付するものです。具体的には、令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に新型コロナウイルス感染が疑われる患者に対するPCR検査のための検体採取を実施した患者一人につき1万円の補助金を交付するものでございます。予算としましては2,000人分、2,000万円を計上しております。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、補正予算書の15ページ、住居確保給付金の内容等

につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、制度の概要についてでございますが、離職、失業、あるいは休業等によりまして、経済的に困窮して住居を損失するおそれがある方に対しまして、家賃相当分の住居確保給付金を支給することによりまして、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うという生活困窮者自立支援事業の一事業でございます。

支給要件につきましては、収入要件、資産要件、求職活動要件等々ございますが、主な要件としまして、収入要件といたしましては、摂津市の場合でしたら具体的に申しますと、単身世帯の方でしたら家賃等を含めた収入基準額が12万3,000円以下の方、二世帯の場合は17万7,000円、三世帯については22万3,000円以下という収入要件がございます。また、資産要件としましては、預貯金額が単身世帯の方は50万4,000円以下、二世帯の方は78万円以下、三人以上の世帯の方は100万円以下と、そういった資産要件もあり、また求職活動要件としましては、誠実かつ熱心に常時就職を目指した求職活動を行う方という、そういった条件もございます。

以上です。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係ります香川委員の4点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、印刷製本の内容でございますが、子育て世帯応援商品券発行に関します商品券本体や取扱店一覧のチラシやポスターなどの作成費用などがございます。

2点目といたしまして、中小企業事業資金の融資保証料の補給金に関しまして、現在は完済後に補給させていただいている

状況でございますが、今回新型コロナウイルス感染症等で事業所の方、事業資金の手元資金がやっぱり少なくなっているというような相談等を受けている中で、現在、事業所を支援する、特に工業系の事業を支援する一つの手法といたしまして、この市の融資制度を約140の事業所が受けておられます。その融資の保証料を完済時ではなく、今手元資金の減少が見込まれるこの時期にお返しするという形で中小企業支援ができるのではないかとということで、今回計上していただいている状況です。今年度に関しまして受けられる方に関しまして、申し込んでいただいた保証料をお支払いいただくんですけれども、補給していく方向で考えている状況でございます。

続きまして、スクラッチカード交付金、今回407万2,000円計上させていただいておるんですけれども、当初予算で既にスクラッチカードの予算は計上しております。ただ、この新型コロナウイルス感染症で消費の需要が非常に急減しております、なかなか緊急事態宣言が解除されても回復しているというような状況にはなっていない状況でございます。そういう小規模な事業所に関しての支援、消費喚起の支援といたしまして、当たり券になっていきます300円券、1,000円券の商品券の分をふやすことで予算を倍にふやさせていただいて、より当たる確率を良くすることで利用いただく市民の方々が再度お店に訪れていただくという機会をふやし市内の店舗、小規模店舗への消費喚起を促し、消費活動を進めていけるんじゃないかと、そういうことで今回追加の予算を上げさせていただいている状況でございます。

商品券交付金の内容でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯向けの商品券を交付するというので、その商品券に関しまして、本課で作成して市内事業所を募集させていただきまして、事業を進めさせていただくと。商品券の利用は9月から2月末の利用を予定しておる状況でございます。市内の店舗、この商品券に関しましては大型店も含めて利用しやすいようにということで検討している状況でございます。

○森西正委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。2回目質問させていただきます。

個人番号カード交付事業費補助金についてでございます。国からの補助金で、人口割合で金額を決めるというふうな答弁で、内容については理解をいたしました。

1点聞きたいんですけれども、マイナンバーカードですね、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で特定定額給付金の10万円をオンライン申請をするに当たって、マイナンバーカードが必要だというふうになっていたと思います。1階の窓口業務が大変混雑していたというふうにお聞きしていますので、その辺どういふふうな関係性があったのかというのを一度お聞かせいただきたいと思います。

次に、自治振興課ですね。コミュニティプラザ費、コミュニティセンター費の分で、ご答弁で新型コロナウイルス感染症の影響でキャンセルされた市民に対しては、キャンセル分の費用だという認識だと分かりました。この貸室ですね、今再開をされているというふうにはお聞きしていますけれども、密にならないように、例えば10人の部屋だったとしたら、そういうケースがあったとして、3密を避けるため

に席を離してというふうな話を聞いているんですけれども、改めて内容を、どんな感じになっているのか、内容をお聞きしたいのと、今後どういふふうに変わっていくのか、普通にこのままの状況で、大阪府の新規感染者というのが大分少ない傾向で推移しているんですけれども、このままの状況でいけば、市の判断で貸室の定数はマックスに戻すとか、そういう考えはあるのか、その辺お聞かせいただきたいなというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金についてです。

内容についてご答弁で理解をいたしました。PCR検査をしている市内の病院に対して一人1万円の補助金ということで理解をいたしました。

ここで2回目お聞きしたいと思うのが、PCR検査2,000人分の予算を計上しているということなんですけれども、摂津市で現状どれぐらいの実績があるのか、この2月ぐらいから新型コロナウイルス感染症の検査をされているんですかね。その現状把握している分で結構ですので、何件ぐらいの実績があるのかというのをお聞きしたいなと思います。

次に行かせていただきます。

住居確保給付金についてでございます。

ご答弁でとても丁寧に説明していただいてありがとうございます。大体内容については理解いたしました。2回目お聞きしたいのが、積算根拠をお聞きしたいなというふうに思っているんです。単身世帯と複数の世帯と、多分分けてはると思うんですけれども、単身世帯が何ぼ補助するのか、二人やったら何ぼなのかというのを、その数字の根拠について答えられる範囲で結構ですので教えていただきたいなと思

ます。

次に行かせていただきます。

商工費で印刷製本費ですね。その前に、一番最後の商品券交付金、これは同じだったということで一緒に質問させていただきたいなと思います。

印刷製本費がポスターやチラシと商品券の印刷に関する費用だというふうにご答弁で理解いたしました。これ、子育て世帯に1万円の商品券を送るということなんですけれども、使えるお店というのは大型店も考えているというふうにご答弁いただいたんですけれども、大体プレミアム付商品券というのは消費増税のときにあったと思うんですけれども、あんな感じで認識しておったらいいんですかね。商品券の内容についてお聞きしていいですか。500円とか1,000円のがどういうふうになっているのかというのをお聞きしたいなと思います。

次に、中小企業事業資金融資保証料金についてです。

ご答弁で、この制度を利用されているところが大体140社あるというふうな感じで、それを完済していないけれども、全て保証料をバックしてあげるふうなことですかね。ご答弁で今期まで申し込んだ方も保証料を一旦払うけれども、それも補助の対象やというふうにおっしゃっていたんですけれども。これに関してはもう大丈夫です。ありがとうございます。

次に、スクラッチカード交付金についてお聞きをいたします。

セッピースクラッチカードで消費をふやしていくという観点から当たり券をふやすというふうに教えていただきました。大変いいことだと思いますし、この事業、私自身も非常に期待をしておりますので、

成功裏に終わっていただくことを期待しております。これについても大丈夫です。

以上です。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 そうしましたら香川委員の2回目のご質問にお答えします。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策の特別定額給付金と市民課の混雑について関係性があつたのかということなんです、例年市民課窓口におきましては、大型連休前後につきまして、転入、転出等の住民異動届により混雑いたしております。本年は緊急事態宣言下で外出自粛要請がされており、郵送でできることの手続き等をアナウンスしておりましたが、例年以上に混雑した日もございました。背景としまして、その一つがマイナンバーカード保持者を対象とした特別定額給付金におけるオンライン申請が可能となったことにより、マイナンバーカードを申請される方が増加したと思われること、また特別給付金でのオンライン申請時において入力する暗証番号を失念されたことにより、申請途中でロックがかかってしまい、暗証番号の再設定は市役所でしか対応ができないため、窓口が混雑したものと考えられます。マイナンバーカード申請につきましては、厳密に言いましたら、マイナンバーカードの交付申請書に、申請理由というのを書くところはありませんので、あくまで推定ということになります。

以上でございます。

○森西正委員長 丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、貸室に関するご質問にご答弁させていただきます。

6月1日から貸室を再開したところでございます。ただ、まだまだ新型コロナウ

イルス感染症の影響を勘案して貸室を
する必要があるというふうに考えてお
りまして、当然3密対策、そしてあと
定員、あと利用形態等、かなり制限
を設けてご利用を開始したところで
ございます。

今後につきましては、国のほうの方針
もございますけれども、こちらのほう
が考えておりますのは、6月19日
からまた新たなステップ、そして7
月10日からまた規制緩和という
か、新たなステップ、8月1日
には当面を見据えた新しい貸館の
ほうを考えていかなければいけない
のかなということで検討を進めてい
るところでございます。

以前のように、これは8月1日
でフルに今までどおりご利用
いただけるのかどうか、これも
新しい生活様式ではございませ
んが、施設としても何らかの
配慮をしながら、また開館
をしていかないといけないか
なというふうに考えております。

ご存じのように、施設では
いろんな種目をご利用
いただいております、検討
を進めているところでござ
いますが、昨日のように
カラオケで、札幌のほう
でしたけれども、昼間の
カラオケで感染が広が
っているというふうな
事例もありまして、様
々な状況を情報収集
しながら、今のよう
な組み立てで進めて
まいりたいというふう
に思っておるところ
でございます。

以上でございます。

○森西正委員長 荒井部参事。

○荒井保健福祉部参事 摂津市
においてのPCR検査
件数の実績について
答弁いたします。

市町村単位のPCR
検査の数は公表さ
れておらず、市では
把握できないところ
でございますが、今
回の補助金を創設
するに当たり、大
阪府茨木保健所と
調整する中で

把握した本市の
検査件数は令和2
年4月末現在で
約350件と聞
いております。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、
香川委員の2回
目のご質問、今
回補正計上させ
ていただきました
住居確保給付金
975万円の
内訳と申しまし
た積算根拠です
ね、これにつ
いてご答弁させ
ていただきます。

まず、今年度の
当初予算につ
いてなんですが
、新型コロナウイルス
感染症のこう
いった感染
拡大が発生す
る前の状況
でしたので、
これまで過
去数年の給
付状況から
推移いたし
まして、単
身世帯、二
人世帯、3
人世帯以上
、それぞれ
3世帯分の
合計123
万3,000
円を計上
させていただ
いていま
した。ところ
がこの新
型コロナウ
イルス感
染症拡大、
それに伴
います緊急
事態宣言
発令等によ
る社会経
済活動の
停滞、それ
に加えて、
国によ
ります住
居確保給
付金の受
給対象
範囲の
拡大、
条件
緩和、
そう
い
った
こと
も
ご
ざ
い
ま
し
て
爆
発
的
な
申
請
件
数
の
増
加
が
ご
ざ
い
ま
し
た
の
で
、
そ
の
推
移
等
を
総
合
的
に
勘
案
い
た
し
ま
し
て
、
今
回
単
身
世
帯
、
限
度
額
3
万
9
、
0
0
0
円
を
2
0
世
帯
、
そ
れ
と
先
ほ
ど
制
度
概
要
の
ご
説
明
の
と
き
に
言
い
漏
れ
て
い
た
ん
で
す
が
、
こ
の
支
給
期
間
に
つ
き
ま
し
て
は
、
原
則
3
か
月
を
1
ス
パ
ン
と
し
て
お
り
ま
す
。と
い
う
こ
と
で
、
繰
り
返
し
ま
す
が
、
単
身
世
帯
3
万
9
、
0
0
0
円
掛
け
る
2
0
世
帯
掛
け
る
3
か
月
分
、
こ
れ
が
2
3
4
万
円
、
二
人
世
帯
が
限
度
額
4
万
7
、
0
0
0
円
で
す
。こ
れ
も
同
じ
く
2
0
世
帯
掛
け
る
3
か
月
と
い
う
こ
と
で
2
8
2
万
円
、
3
人
世
帯
以
上
の
場
合
は
、
限
度
額
5
万
1
、
0
0
0
円
掛
け
る
、
こ
れ
は
3
0
世
帯
掛
け
る
3
か
月
と
い
う
こ
と
で
4
5
9
万
円
、
そ
の
合
計
と
い
た
し
ま
し
て
9
7
5
万
円
を
計
上
さ
せ
て
い
た
だ
き
ま
し
た
。

以上です。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、香川委員の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

今回商品券を使える店舗に関しましては、昨年度させていただいていましたプレミアム付商品券の事業所等を想定させていただいております。ただ、それ以外の事業所に関しても広報等で募集させていただけたらと考えておる状況でございます。

また、商品券に関しまして使いやすいように500円券を10枚を1セットで、子どもお一人に2セット分という形で考えておる状況でございます。

○森西正委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

それでは、3回目、個人番号カードについてであります。ご答弁で大体理解はいたしました。件数はどんな感じで推移しているのか分かりますか。できたら前年度同月対比みたいなのが分かれば、直近どんな感じで、増えているのかなというふうな認識なんですけれども、決してそうではないかという感じがして、一度教えていただきたいというふうに思います。

コミュニティプラザ費とコミュニティセンター費でございます。規制緩和の予定を段階的に考えているということで、ありがとうございます。そこは、状況等しっかりと判断してやっていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の検体採取補助金についてです。

摂津市での実績は教えていただきました。350件ということですね。予算と比較しても大体こんな感じになるのかなと。分かりました。ありがとうございました。

住居確保給付金についてです。数字ですね、積算根拠について教えていただきました。これも1スパン3か月の予算ということなんですけれども、これ1点いいですかね。3か月たって状況がまだまだ良くなれないということになれば、それはまた延長というのはできるのか、その辺教えていただきたいなと思います。

商品券についてでございます。印刷製本費ですね、使いやすいように500円券を発行するという事で理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 香川委員の3回目のご質問の前年度と比べての件数ということなんですけれども、令和元年度の4月の申請者数が330人、令和2年度、今年度につきましては、申請者数が560人、5月につきましては、令和元年度が287人、今年度につきましては、申請者数は1,033人となっております。

以上でございます。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、香川委員の3回目のご質問、支給期間3か月間を超えた場合のその後の対応といいますか、延長が可能なのかどうかというご質問かと思いますが、委員がおっしゃいますとおり、一定の条件をクリアした場合、支給期間を最大2回まで延長することは可能でございます。ただし、無条件に支給期間を更新していくというわけではなく、生活困窮の自立支援相談員が定期的に面談等を行いまして、どのような求職活動等を行ってきたか、その辺のお話をお聞きしまして、場合によりましたら果たして家賃分の支援だけでその世帯が自立支援に結び付くの

かどうか、状況によっては、生活保護等の他の福祉施策への誘導、そういったことを含めた面談を行った上で更新するかどうかという、また個別に判断をさせていただくということでございます。

○香川良平委員 ありがとうございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。
光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。

私のほうからは、確認の意味を含めて3点だけ質問させていただきます。

1点目が補正予算書12ページ、13ページの2の総務費のところの戸籍住民基本台帳費のところ、システム改修委託料が上がっていますけれども、その内容についてお聞かせください。

二つ目が次のページの14、15ページの保健体育費の体育施設費のところですね。受講料等負担金で約4,500万、それと受講料負担費で68万2,000円というふうに計上されていますけれども内容についてお聞かせください。

三つ目です。18ページ、19ページで、これ香川委員から質問がありましたけれども、商品券の交付金のところですね。これ1億2,500万円って非常に高い補正が出ていますが、そもそもの狙いとか、あるいは背景というか、そういったところだけ確認の意味でお聞かせください。

以上3点です。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 そうしましたら、光好委員のご質問、補正予算書の13ページの住民基本台帳システム改修委託料の内容についてお答えいたします。

こちらにつきましては、国外に長期滞在する日本国民の増加やデジタル化の進展

による官民オンラインの手続きの多様化により、国外転出者におけるインターネット上での確実な本人確認を行うニーズの高まりを受け、いわゆるデジタル手続法が令和元年5月31日に公布されました。これに伴いまして、デジタル手続法による改正後の住民基本台帳法等に基づくシステム改修につきましては、マイナンバーカード及び電子証明書の海外継続利用のため、戸籍の附票を本人認証の基盤として活用する仕組みを構築し、国外転出者のマイナンバーカードを利用可能にするものでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 松方部長。

○松方生活環境部長 私のほうから文化スポーツ課に係る件につきまして、兼務の課長といたしまして、ご答弁させていただきます。

ご質問のありました体育施設の受講料負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために温水プール自体が教室の停止、一般利用の停止を行っておりました。温水プールの臨時休館によりまして、一般利用、市主催の水泳教室が中止となりましたことからその分を当初指定管理料に見込んでおりますため、その分につきまして、一般使用料722万6,645円、教室の分につきましては、3,803万5,267円、この分を合わせまして受講料等負担金として計上しております4,526万5,000円、それから受講料負担金につきましては、同じく健康体操教室を実施しておりましたけれども、この分につきましては新型コロナウイルス感染症予防対策のために休講ということにしております。この分につきましては、積算としまして、約45回掛ける5,00

0円掛ける人数分ということで68万2,000円を計上しているところでございます。

以上です。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係りますご質問についてお答えさせていただきます。

今回商品券の背景に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人事業者向けの支援ということでございます。ただ、商品券の支給という形にさせていただいた狙いということに関しましては、やはりこの感染症に関しましての支援をする中で、市内の事業所等で消費していただくことが結果的に、景気は回復して、市全体として潤っていくということをはっきりと形として出していけるのではないかと、商品券という形でさせていただいたという状況でございます。やはり商品券は実際手間とか時間がかかるんですが、長い目で見ますと、しっかりと市内で支援させていただいたお金が消費されるということもございますので、消費喚起等につながっていくのではないかと、活性化につながっていくのではないかとという狙いを持っている状況でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

まず一つ目の住民基本台帳システム委託料について、内容は理解しました。確認の意味で、なぜ当初予算のときに上がってこなかったかと。国の施策だと思っておりますけれども、なぜ今の時期にこれが出てきたのかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

二つ目の受講料負担ですね。温水プール教室の補てんというところで、4,500

万円というところのお金もありますので、仮に新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が来たとか、また休館になったというふうに想定した場合、また同様の対応を考えておられるのかどうか。指定管理者が潰れてもらっても困ると思うんですけども、お考えだけお聞かせください。

子育て世帯に焦点を当てた理由も聞きたかったんですけども、いいです。また別途聞かせてもらいます。せっかくなので、しっかりと使ってもらわないと意味がないと思いますので周知のほうもしっかりやっていたらというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 そうしましたら光好委員の2回目のご質問にお答えします。

なぜ当初予算ではなくて、6月に上がっているかということなんですが、こちらにつきましては、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISからの既存住基システム改造仕様書が令和2年3月に通知が出されたためでございます。そこから住基ベンダーがシステム構築を図るために6月に補正予算として計上させていただきました。

以上でございます。

○森西正委員長 松方部長。

○松方生活環境部長 今後の展開も含めてでございますけれども、水泳教室につきましては、10回シリーズというところになります。経済活動を並行しながらというところで、全般的に開けるということでございまして、温水プールにおきましても、密にならないような更衣室の備えでありますとか、入場の制限でありますとかいうところを検討し、工夫して実際に形を作っ

ていっているところでありませけれども、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波と出た時点では、例えば10回シリーズで5回のところが出たとなりますと、その時点ではやはり教室は止めざるを得ないかなと思っております。その点におきまして還付でございますが、今回の還付につきましても、過去3年間の平均値を上げながら還付の数字を出しております、もし実施された部分につきましては、歳入として指定管理のほうには入っておりますので、その分は引かせていただきながら協議をした上で数字の確認をしながら還付を進めていく形になろうかと考えております。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

まず1個目のシステム改修委託の月ずれといいますか、それに関しては理解いたしました。

二つ目の受講料の負担のところですね、いろいろ感染拡大に対しての工夫等々されているというお話も聞かせていただきましたので、ぜひいろんな視点から、せっかく再開するということですので、十分距離を取るとかいろいろ工夫していただきまして、ぜひ継続的にやっていただきたいなと思いますし、また新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が起こったときも、適宜いろんなサポートといいますか、していただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○森西正委員長 それでは、ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、先ほどのコミュニティプラザとか施設の使い方につい

てなんですけれども、密を避けるために小さなお部屋でも少人数、今までいっぱい入っていた人数が随分と少ない人数になって、だから30人使いたかったら2部屋借りなきゃいけないというのは、お部屋の利用が随分広がっているようなんですけれども、今後形態がどのように変わっていくかというのは順次、国の方針とか見ながらやっていかれると思うんですけれども、その際の利用料金というのは、どうしても今までだったら幾らで借りていたのが倍になってしまうような利用料が増えていると思うんです。そういったことも今後は部屋の使い方と併せて利用料金の見直しとか、検討というのが出てくるのかどうかというのをその1点をお聞きしたいなというふうに思います。

それと、先ほど住居確保給付金のことについて香川委員が質問されておりました。最大9か月まで延長されるということでもありますけれども、現在、どのぐらい、当初予算を随分はるかに超えた状況なのかどうか、その辺の申請状況だけお聞きをしたいと思います。

それから商品券の発行についてお二人の委員も聞かれておりました。この9月から2月まで利用ができる商品券となるということでございますけれども、この渡し方ですね、振込ならざっと口座で今までも子育て世代の方たちにもいろんな支援金があったと思うんですけれども、この商品券どのようにお渡しになるのかというのをお聞きをしたいと思います。

それからスクラッチカードは当初の予算よりも倍にふやして当たり券をふやしていただけたということで、その意味でも、これは要望なんですけれども、毎回いろいろと工夫していただいておりますけれども、

そういう事業所がもっといろいろと増えていくような、何かそういった配慮を今後していただけたらなど、これは要望でございますので、この二つだけよろしく願いいたします。

○森西正委員長 丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 新型コロナウイルス感染症の規制下における施設の利用において、使用料金等についてのご質問かと思えます。

6月1日から先ほどもご答弁させていただきましたように、ご利用、ご使用につきましては、かなりの制限を設けてやっております、順次開放していくということがございます。委員からお話がありましたように、定員が変わるためにお部屋が変わったときの料金等については、これは従前のままやらせていただいております。

ただ、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、8月1日以降、長期的に考えたときに、現状の定員でどんなものかとかいうことでいろいろ考えていく必要は出てくるかと、検討の必要は必ず出てくると思っておりますので、そのときには料金等についても、これも条例のほうで規定されておりますので見直しをさせていただきたいというふうに思っておりますのと、あとご承知かと思えますけれども、この間、休館、休室等でご迷惑をかけておりますので、当然通常ですと5割還付ということでご対応させていただいておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の原因でお部屋のキャンセル等があれば全額還付ということでご対応させていただいております、現状はそのような対応で進めさせていただいております。

以上でございます。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、1回目のご質問、住居確保給付金の申請状況ということでございますが、4月からの月別の相談件数、申請件数ということでご説明させていただきます。

4月につきましては、相談件数が83件、うち申請受理件数については6件、5月につきましては相談件数は124件、申請受理件数が43件、6月につきましては昨日11日までの時点で、相談件数は28件、申請受理件数は10件、合計、相談件数が235件、そのうち申請受理件数は59件という状況でございます。

以上です。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、福住委員の産業振興課に係りますご質問についてお答えさせていただきます。

商品券の発行に関しましては、産業振興課でさせていただいておりますけれども、対象になっております児童手当の受給者に関しましては、本課では把握ができませんので、所管しております教育委員会から送らせていただくという形で、今、お聞きしているのは郵送等で送るという形と聞いております。

以上です。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。使用料の件は、今後いろいろ様子を見ながら検討されていくということでもありますので、まだまだ使用段階について市民の方も使おうかどうか、集まろうかどうか、あと声を出さないようにとか、歌は歌わないようにとか、いろんな制限の中でするので、そういう意味では使用の頻度がこれからどのぐらい上がっていくかということも検討する余地があるのかなと思

ますので、ぜひまた利用しやすいことをぜひ前提にして検討を進めていただけたらと思います。

それから住居確保給付金についての相談件数、やはり5月がかなり多かったのかなと思いますけれども、これからまだまだこの件は長く相談というのは寄り添っていかなければいけないのかなと思いますので、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

それから商品券の発行についてと、それからお渡しの仕方というのは、課が違うということでございましたけれども、ぜひ消費の活性化につながるような企画になることを願っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、一般会計補正予算、今、香川委員、福住委員がご質問もされておられましたコミュニティプラザ費、コミュニティセンター費ですね。補正予算書の12ページ、13ページ、いろいろと皆さん使う中でも工夫されて、またご不便もある中だと思うんですけども、やはり料金の問題、私も非常に高くなっているという話なども以前から聞いておりました。登録クラブなんかはどんどんと激変緩和という言い方ではありますが、最初公民館から使用していた金額から上がっていった、なかなか使えないというような登録クラブとしての登録ももう辞めようかというようなお声も聞いておりました。そういう中で、今度新型コロナウイルス感染症の問題でしばらく使えなくて、使えるとなると、先ほど福住委員からあったように大きなお部屋を借りなきゃいけない。そう

したら料金が高くなる。なおさらこれは使っていけないなというようなお話が今出てきているのを聞いているところでございます。お話では、料金の体系などもこれからもう1回考えていく可能性があるというようなお話だったかと思います。これは、コミュニティプラザ、別府のコミュニティセンターに関してのことなのでしょう。それとも、この間、当初のところでも新しいコミュニティセンター、こういったものも摂津市として考えていくのだというお話もあったと思うんですけども、そういうことも総合的に考えてのお話なのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、戸籍住民基本台帳費でございます。光好委員の質問にもございました住民基本台帳システムの改修委託料でございます。これについては、この間、マイナンバーの関連でシステム改修というのを本当に度々あるというようになってきていると思います。改修費も国費ですけども、どんどんと税金が継ぎ込まれているなというふうに思っているわけですけども、今のお話では、国外転出の方が本人の確認といたしますか、認証、こういうために改修するんだというようなことだったかと思うんですけども、どれぐらいの必要性があるものなのか、国外転出した人が、住民基本台帳と一対一の附票を作るというふうに聞いているんですけども、その附票に氏名であるとか住所、それから年齢、生年月日、4情報とあと住基コードを追加して、附票というようにして、ここに住基コードを追加するというふうに聞いているわけなんですけれども、こういうことをしてインターネットでの本人確認というふうにおっしゃっていました

けれども、これがどれぐらいの必要性があるのか、具体的にどのような場面で使うのか、今はそれができていなくて支障があるという状態なのかということについてお答えいただきたいと思います。

また、これは国外転出の人だけにこういった4情報と住基コード、こういうものを附票として振るといようなことなのか、それとも国民全体にこういうものを作っていくということなのか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の対策としての検体採取補助金、これはこの間、摂津市の市民も非常に熱が出てもなかなか病院で見てもらえないとか、やはり不安がたくさんあるけれども、PCR検査をなかなか受けられないと聞いているとか、いろんなお声を市民の方からも頂いております。やはりしっかりとした検査体制、たくさん検査ができるような体制というのを構築していく必要が非常に高いというふうに思っていますし、病院の方々の負担というのも非常に大きい病院も減収して、病院自体が潰れてしまうんじゃないかみたいな話もたくさんある中で、こういうPCR検査の補助金ということについては、非常に私たちとしても応援したいと思っておりますので、これは要望といたします。ぜひ医療関係者の皆さんのお声をしっかり聞いていただいて、さらに応援できるような制度とか、保健所が摂津市にはございませんけれども、スムーズに検査ができるような体制が取れないのか、また保健所を介さずともできるような検査、これをぜひ求めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。これは要望としておきます。

住居確保給付金です。今までと違う新型

コロナウイルス感染症の対応ということで、失業していなくても、私の知っている方もパートに行っているけれども、お昼まで帰ってくれとか、明日もその次も休んでくれとか言われて収入がすごく減っているというふうなことで、これを申し込んで本当に助かったというふうなお声も聞いています。そういう方は、この新型コロナウイルス感染症で仕事が減っているわけですから、ほかへ転職する必要はないので、先ほど就職活動も頑張っているというふうなお話もありましたけれども、それはそういう対応をぜひしていただきたいなというふうに思っています。

また、緊急の小口貸付金、こういったことは社会福祉協議会のほうでもやっておられますけれども、ぜひまたそちらのほうも自立支援の相談の関連で受けていただきたいですし、また生活保護につないでいただくということも、この新型コロナウイルス感染症のことで一時非常に困窮に陥ったとしても、その後はまた抜け出せるという方もいらっしゃるの、柔軟にやっていただきたいということで、これも要望としておきます。

続きまして、中小企業の資金ですね。融資保証料の補給金でございます。これは香川委員に対しての説明でもお聞きいたしました。中身については分かりました。現在、これを借りておられる方がどれぐらいあるのか。今回の補給金の対象になる方ですね。これがどれぐらいあるのかということをお聞きしたいと思っております。

これについては以上です。

○森西正委員長 それでは、答弁をお願いします。丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 料金のことについてご答弁させていただきます。

先ほど検討と申しましたけれども、これにつきましては、私の説明不足だったかもしれないかもしれませんが、今後現状の新型コロナウイルス感染症対策、段階的に行って8月1日以降、どのような形で開館していくかということで、長期的に考えたときに、例えば現状の定員でご利用が難しいという形になれば、当然料金等の検討は必要になってくるだろうということで、ご答弁させていただいたものですので、そのようなご理解でいただければと思います。

施設につきましては、当然、開けている施設、自治振興課が所管している施設としましては、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、正雀市民ルーム、フォルテ摂津等所管させていただいておりますが、お部屋等についても規制等で現状と違う条件で定員が少なくなるようなことがあれば検討していくということでご答弁させていただいたものです。そのようなご理解をお願いいたします。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 そうしましたら増永委員の質問番号2番についてお答えします。

13ページの住民基本台帳システム改修委託料に関連することにつきまして、まず、国外転出の方について、どのぐらいの必要性があるかということについてお答えします。

こちらにつきましては、現在、マイナンバーカードですとか、公的個人認証につきましては、住民票を基礎としておりまして、国外転出時に住民票を削除されてしまうので、現在のところは、海外転出者につきましては、利用できない状態になっております。今、国外に長期滞在する日本国民が増加しておりまして、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として

活用するということになっておりまして、こちらのほうに上がっているのは、そういう方々のインターネット上での確実な本人確認を行うニーズの高まりということが挙げられております。必要性ということであれば、そのニーズの高まりということで私たちは理解しております。

また二つ目のご質問なんですけれども、どのような利用を想定されているかということなんですけれども、今の答弁にも関わらずなんですけれどもインターネット上での確実な本人確認を行うというところの利用を考えております。だから実際に個人番号カードをどこかに見せてということは想定されておられません。

三つ目の何か支障があるかということなんですけれども、こちらにつきましても、支障というのは、もし国外に出て、できないということについては、今個人番号カードにつきましては、国外に転出した段階でもう使えなくなってしまうので、国外に出てからも使えるようにするというので、そこが支障ということで考えているため、このような改修をするということで理解しております。

最後の国民全体に関わることかということなんですけれども、こちらにつきましても、その国外転出者についての改修ではなく、住民基本台帳システム全体の改修ということですので、全員の方が対象ということになります。

以上でございます。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 増永委員のご質問についてお答えさせていただきます。

約140を超える事業所が現在受けられている対象でございます。

以上です。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目は、全部要望にいたします。

まず、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンターの料金のお話ですけれども、今のお話は、今決まっている定員じゃなくて、もっと定員を減らしたら料金も考え直すというようなお話ですね。それはそれでやっていただく必要があるのかなと思いますけれども、先ほども言いましたように、非常に料金が高くて使いづらいというお声をたくさん頂いています。特に別府のコミュニティセンターは、もともと別府公民館でした。大変安い金額で地域の皆さんが使っていた場所でございます。それがコミュニティプラザと同じ料金体系というような形で条例になってしまったわけですけれども、どんどんと激変緩和がなくなっていくって、非常に料金が高くて使えないという声が今上がっているというお話をさせていただきました。ぜひ、今後もコミュニティセンターを摂津市の中でふやしていきたいというようなお話かとは思いますが、公民館の活用の一つのメリットというのは、やはり費用が安いということでもあります。こここのところがなくなってしまうというのは本当に大変なことだなというふうに思っておりますので、ぜひ特に別府のコミュニティセンター、この料金については、これを機会にしっかりともう一度見直しをかけていただきますように、これは要望とします。

続きまして、個人番号に関連する住民基本台帳システムの改修委託ということでした。マイナンバーカードが国外では使えないから、そのマイナンバーカードを使えるようにするということが不便という中身だというふうに今の答弁でお伺いした

と思いますけれども、でもマイナンバーカードじゃなければいけないのかといえば、それはそうでもない。それなりのいろんな形での個人認証というのが既にできていると思います。その方々がインターネットを使えないのかというと、現実に使っておられるというふうに思うので、マイナンバーカードが使えないから具体的な支障があるんだという話は、今のご答弁では伺えなかったなというふうに思います。莫大な費用をかけてシステムを回収するわけですが、これが本当に費用対効果としてどうなのかという問題があると思います。これは国が考えることですから、摂津市がということではないですけれども、ぜひお声を上げていただきたいという思いで言っております。国外転出の人だけではなく、国民全員にこれが行われるのだというお話でございました。昨年国会の中で、デジタル手続法の討論が国会での審議がございまして、その中でもいろいろと出てきた内容です。条例ともこの後絡んでくるとは思うんですけれども、もう一つ戸籍法、これも改定をされまして、戸籍というのはもちろんいろんな、結婚しているとか、していないとか、離婚をしたとか、子どもが養子であるとか、実子であるとか、いろんなことが書かれている情報ですけれども、これを副本を作って、今は自治体がそれぞれ持っているわけですが、全てバックアップをして、オールジャパンで国が一元管理をすると、こういうようなことを行おうとしています。この戸籍のデータベース、これに対してのナンバリングというのがお話のある戸籍附票に付けられる4情報と、そしてその住基コードということになっていくわけです。この二つは一体として進められようと国のほうではされている

わけですね。莫大な個人情報、非常にセンシティブな個人情報が一つの一元管理の中で今まで国のいろんな下で様々な情報が漏れたという話がありましたけれども非常に危うい話であると思っております。システムを次々改修して、それが本当に費用対効果があるのかということ、もう一つ国民の個人情報がしっかりと守られているのか。国がそういうことを様々な情報を一元管理をするということの恐ろしさというようなことが非常に問題となっているところを指摘をしておきたいと思っておりますので、ぜひ摂津市のほうもそこでは考えていっていただきたいと、国に声を上げていっていただきたいと思っております。これも要望といたします。

最後に保証料、補給金の問題です。たくさんの方々が借りておられると思っております。摂津市の融資の制度は非常に喜ばれていると思っております。しかし、本当に新型コロナウイルス感染症で困っている中で、補給金だけではなく、無利子の融資制度もございますので、ぜひそこはもっと拡大していただいて、無利子にして融資の後で半分補給する分も前もってお渡しするとか、無利子にするとか、それからこういう融資の制度だけではなくて、摂津市産業のまち、中小企業のまちとして家賃、固定経費の補助など、使える給付金というのを迅速に作って市民の助けになっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、2点質問をさせていただきます。

1点目は、補正予算書の18ページになりますけれども、中小企業の補給金の件で

す。

従来からもこの補給金についてはあったと思うんですけども、今回の予算について、今までの補給金との違いについて教えていただけたらと思っております。

2点目は、スクラッチカードの件です。スケジュールについて、従来秋口だったと思うんですけども、教えてください。

以上です。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、水谷委員のご質問についてお答えをさせていただきます。

中小企業融資の補給金に関しましては、現状に関しましては完済後ということとさせていただきます。今回、ご答弁の中でもさせていただいたように、なかなか事業所は、収入が減っているということで、資金繰りが厳しいというお話、あちこちでお聞きすることも多うございます。そういう中で少しでも融資を受けられている方に関しまして、支援ができないかということで、今回補給金を今年度に関しまして、全ての融資を受けられている方にお返しするという形を取らせていただいております。実際、市内の融資を受けられている企業の方が廃業ということではなくて、転出されたりすると、市独自制度でございますので、完済後にさせていただいたのは、ずっといていただくという前提でございます。させていただいておったんですが、こういう緊急事態の状況でございますので、事業所を信じてという形でまず支援することが優先ではないかという形で、今回こういう形で補給金をさせていただいたというのが一つ大きなポイントではないかなと考えておる状況でございます。

2点目のスクラッチカードの日程でご

ございますが、例年でしたら大体11月1日から12月10日ぐらいまでさせていただいておる状況でございますので、できたら今年度に関しましても11月1日から12月10日の間、40日間でできたらなと考えております。8月ぐらいに事業所を募集させていただきまして、広報誌等でまた10月、11月ぐらいに啓発していったらなど少し今回商品券ともかぶる部分はあるんですけれども、スクラッチカードの事業というのは、小規模店舗中心の支援ということでございますので、年末を盛り上げる形で進めていけたらと考えておる状況でございます。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 中小企業の補給金の件です。前倒しで今回は進めるということで、内容については理解ができました。今、一番心配しているのは、昨日もある商店の方と話していたんですけれども、今までも大変だったけれども、これから先、ある意味もっと大変になってくると、今までは耐えしのんだけれどもね。それから極端な話をいうと、今諦めるか、先に諦めるかと、その選択だというふうな話がありました。これも切実な問題だと思います。そういう意味で、前倒しをしていくということであっても、一定の審査とかあると思うんですけれども、今すぐお金が欲しいという方がやっぱり来はる場合も多いと思うんですね。そういう意味で、仮払いというか、制度がもしできるのであれば、例えば持続化給付金を受給されているとか、休業要請の関係の支給をされているとか、基準を決めて早くとにかく現金を渡してあげていただけるような体制も検討していただきたいと思えます。

これに関連して、これは要望なんですすけ

れども、50%ダウンしているかどうかというのが様々な給付金や支援金の一つ基準になっておるわけです。実際50%もダウンしていないけれども、3割、4割は落ちていますというところもあって、そういう企業というのは、交付金とかでお金を借りてくるかしかないわけですね。市として、言葉は適当かどうか分かりませんが、はざまに入っている、苦しんでいる企業に対して、例えば高槻市の場合ですと、そういう対象に一定の給付金を出したりとかそういうこともありますので、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波がないのが願いであるわけなんですけれども、準備として市内の企業を守るということで、そういう点も考慮していただけたらなということ、これは強く要望したいというふうに思います。

2点目のスクラッチカードの件ですけれども、スケジュールはおおむね従来どおりという話でした。しかしながら、お店も開けたもののまだまだお客の数も回復していないという状況もあると思いますし、行く側もちゅうちょしているというのもあると思うので、何かお店のほうがもっと早くしてほしいというふうな要望が高くて、それについて協力しますよという希望があるのであれば、子育て世代の商品券も出てきますし、できるだけ早期に商店の経営回復につながるようなスケジュール感を持って取り組んでいただきたいことを要望して終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前 11 時 25 分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第 59 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。ございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 今回の条例は、今までマイナンバーの通知カードが発行されていたものが、それを廃止をするということであるというふうに伺っていますけれども、これはその具体的な中身と、通知カードがなくなったことで、これからどんなことをしなくてはいけないのか。今まででしたら通知カードと本人の運転免許証とか何かがあればいろいろところでマイナンバーの証明ができたと思うんですけども、その通知カードが発行されないということになると、どんなふうなことが起きるのかというふうなことについて、まず教えてください。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 そうしましたら増永委員の通知カードが廃止されたらどうなるのかということのご質問にお答えします。

まず通知カード廃止につきましては、今年の 5 月 25 日付で廃止されました。通知カードがなくなった後につきましては、もし通知カードの住所ですとか、お名前ということで内容に変化がなければそのまま通知カードを現在と同じように証明として使えます。

あと、通知カードを送らなくなるということで、例えば出生の方、生まれたお子さんについては今まで通知カードを送付していたんですけども、その代わりに個人番号通知書というものを送付させていただきます。こちらにつきましては、マイナンバーのその方についての通知をするだ

けであって、証明をするものではないということですよ。

続きまして通知カードがなくなったらどのように証明したらいいかということなんですけれども、こちらにつきましては、先ほどのお話で、通知カードの件名に何も情報として変更がなければ、そのまま使うことができます。もし、お名前とか住所とかに変更がございましたら、一番早い方法としましては、その方の住民票のマイナンバー入りを取っていただくというのが一番早いと思います。

以上です。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今までは通知カードがあって、それを発行するということが、国のほうではマイナンバーカードの取得、ICチップ入りのですね。これを国民に義務付けることはできないと。なので通知カードを発行して、これが証明の一つになっていくんだというふうなことを答弁していたはずなんです。ところが、わずか数年の間で今度は通知カードも廃止するんだというようなことを言ってます。それはマイナンバーカード取得へ国民を流し込む、こういう方向性の一つであります。これも先ほどのお話をさせていただきましたデジタル手続法、国会審議の中で、そのことについても出てきているわけです。先ほどおっしゃられたように、通知カードのところに住所が変われば裏書をしないといけないとか、そういう市町村の手間がかかるみたいなことを理由に、今回通知カードを廃止だというふうに言っているわけですが、そういうことは最初の制度設計のときから見えていたことで、それをまたこうやって新たに違うことにやっていく。結局はマイナンバーカード、IC

チップの入ったカード、この取得に結び付けていくと。先ほどお話もいたしました、そこに戸籍の重要事項も結び付けていきたいというのが国の方向性であります。また健康保険証をマイナンバーカードでそれが代わりになるよというふうなこともこれからやろうとしております。そういう健康情報、医療情報、そういうものも大変センシティブな個人情報でありますけれども、これもマイナンバーカードの一つにして、全ての国民がこれを使わざるを得ないような方向に持っていかうとする布石だというのが今回のこの通知カードの廃止の中身だというふうに思っておりますので、もちろん摂津市が単独でこれを行っているわけではないことはもちろん分かっておりますけれども、やはり市民にとっても新たな負担をかける。1回1回住民票を取って証明をしないといけないとお金もかかりますし、そういう負担もかける。これから生まれてくる方々はそうということですよ。また住所が変わった方もそう、通知カードをなくしちゃったわという方もそう、こういうことになっていくという、具体的な市民にとっての不自由さの問題と、そしてマイナンバーカードを取らせるための方策の一つであるということ。私たちは非常に問題のあるものだと思っております。ということで、これに関しては反対をしたいと思っております。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 ほかにございませんので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第64号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の改正についてということでありましてけれども、今回、廃棄物減量等推進審議会の組織を結成されるというような内容だと思っておりますけれども、今回この委員が15人以内で組織というふうなことで書かれてあります。その中のどういった方かというのは、1、2、3、4、5とそれぞれ代表者を選定されるとあるんですけれども、前回のときに作られた基本計画では、17人ぐらいの組織で組んでおられたように思います。それと併せてこの1年間、計画としては6回ぐらい集合しながら検討会をされたり、市民のそういった検討会議といったことも組まれておりました。その辺の内容ですね、今回15人以内で組織をするということをするということについての中身の変更と、あとこの審議会がどのようなスケジュールで進められていくのか、その辺の説明をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、審議会の組織の考えということでのお問い合わせにお答えさせていただきます。

一般廃棄物の減量等に関する住民合意を形成していく場としまして、審議会のほうを設置させていただきます。その上で市民、廃棄物処理業者、事業者、学識経験者など幅広い分野の関係者を構成委員とすることが良いとされております。こういったことから、前回17名とさせていただ

ていたんですが、この辺は他市の状況も勘案しまして、今回15名以内とさせていただいたところがございます。

続きまして、スケジュールに関してでございます。

開催の予定でございますが、今後資料の収集や分析、アンケート調査、この辺を審議会の開催に合わせて順次進めていく形になってまいります。年度末の計画策定を目指しておる中で、来月7月以降、大体2か月に1回ぐらいのペースで開催を4回から5回ということでさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 15人以内ということですので、どの辺ぐらいで収まるのかわかりませんが、そういったことをこちらから選んでいかれるんですか。応募とかいうのもあるんでしょうか、その辺もう少し教えていただけたらなというふうに思います。

前回、10年前のときは、6月から第1回スタートということで始まっていたんですけども、今回は少し7月ぐらいからを想定されて2か月程度で1回、開催をされるということで、スケジュールは過密になるのかもしれないけれども、しっかりと審議をしていただけたらなと思います。

あと、市民の検討会というのはあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 審議会の委員の選定の方法でございますが、市民に関しましては、準備行為として公募のほうはさせていただいております。人数としましては2名の方をお願いいたしております。

また、学識経験者につきましては大学関係の先生に依頼を出させていただいてお

ります。

また、関係団体としましては、廃棄物の処理業者や摂津市の許可業者の事業組合など。また、今後ごみ出しの支援や、高齢化等でございますので社会福祉協議会。事業系のごみや食品ロスといった部分のこともありますので、商工会。また住民というところでは自治会に委員を現在お願いしているところがございます。

市民会議のことでございますが、今回につきまして市民アンケートのほうをさせていただく形になりますので、市民の検討会議というのは予定いたしておりません。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

なかなか環境が違いますので、集合する機会というのも本当に慎重にしながら実になっていくのかなと思います。そんな中で進めていくということで随分ご苦労もあるかと思えます。ぜひしっかりと審議を進めていきたいと思えます。

また、10年もたてば前回の基本計画から今年は7月からレジ袋の有料化であったり、あと海洋プラスチックの問題であったり、食品ロスの課題であったり、随分といろいろと内容が変わってきておりますし、またこれから茨木市と連携をしながらごみ処理についても摂津市としてもまた大きく変わらなければいけない審議だと思えますので、ぜひしっかりとした内容の審議に期待をしております。

また、この新型コロナウイルス感染症で随分と家の掃除をされている方が多く、ごみが随分と発生をしている中で、古着の回収が今困難になっているというふうに聞いております。地域で集団回収というのもあるんですけども、私の地元の地域でも古着は回収しませんというようなことで、ど

らんどんこういった課題がまた違ふ面で、またこの先10年のいろんな計画になつていくのかなと思ひますので、その災害廃棄物のこういった、ある意味今回の新型コロナウイルス感染症も災害廃棄物の処理かもしれませんけれども、これから夏にかけていろんな大雨とか、大きな災害も心配しなければいけませんので、この廃棄物処理計画も併せてしっかりと審議していただきたいと思ひますので、これは要望でございます。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 ほかにござひますか。

増永委員。

○増永和起委員 審議会のメンバーについて今、福住委員のほうからの質問もありました。前回を見てもみますと17名で、市民の公募はそのうち4名ですよね。今回は15名で市民の公募は今2名というお話でありました。つまり市民の公募を半分に減らすというのが今回の条例案の中身かなというのが一つ思ひます。前は女性団体からの代表の方とか、そういう方も出ておられました。17人のうち4名が女性でございます。この17人中4名、私少ないなと思ひて見ていたわけなんですけれども、今回女性の割合をどうしようと思ひておられるのか、その点についてまずお聞かせいただきたいと思ひます。

それから温暖化、環境の問題、これは今、世界でも日本でも非常に国民の関心が高まっている。そういう問題です。焦眉の課題だと言われている。以前にも増して幅広く活発な審議会の検討ということが市民にとつても求められているのではないのかなと思ひます。なぜ公募の市民を半分に減らすというような今回の条例案なのか、この点についてもお伺ひしたいと思ひます。

それからまた、先ほど福住委員のほうからもありました、ワークショップ形式の市民検討会というのが前は行われたわけですね。そこでたくさん市民の声を吸い上げる、一緒に考えていくというふうなこともされてきたわけなんですけれども、これも今回はやらないというお話で、アンケートは前回も取つておられますので、今回も同じだと思ひますけれども、ではそれに代わる、集まつてワークショップ形式ではない中でどんなふうにも市民の声を吸い上げたりとか、また環境や温暖化、ごみ処理の問題、そういう様々な問題を市民の中にそういう提起をしていくというんですか、問題提起をしていくというような形、ワークショップに代わるようなものを何かお考えなのか、この点についてお聞かせください。

○森西正委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、審議会のメンバーの女性の割合でございます。私もとしまして、女性の方にはできる限り入つていただきたいと思ひております。こちらでも推薦の依頼をお願いしている中で、できる限り女性の方ということは希望はしているんですけれども、先方のご都合もござひまして、あえて女性を何割にするといった取り決めはいたしておりません。

市民の方ですが、市民の人数を4名から2名に減らすというのは条例上は規定しているわけではござひません。今回公募にあたりまして、一定他市や他の状況を見まして市民の方を2名という形でさせていただいております。

また、ワークショップ形式の話でございますが、廃棄物につきましては、廃棄物減量等推進員というのが地域の方で代表として活動いただいております。そういった

方を対象に毎年度懇談会というのをやっておりますので、そういったところで市民の方のご意見を毎年お聞きしております。今回も廃棄物減量等推進員、減量推進委員のご意見等も参考にしながら進めていきたいと考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 男女共同参画ということは、摂津市長がその推進のリーダーとなってやっていくということで、様々な審議会の中で、女性の割合を高めようというふうなことは掲げておられることだと思います。相手によりますというような、そういうご答弁はどうかというふうに思いますので、前回の割合に比べて下がるようなことのないようにぜひしていただきたいのと、前回は女性の団体の中からの代表というのも選んでいただいております。ぜひそういう視点もしっかりと組み入れていただきたいと思います。

何度も言いますが、この環境問題は、本当に市民にとって非常に関心のある、今こそ市民の声を積極的に摂津市が取り入れる中で、市民と市が一体となってこの問題どう取り組んでいくのかということをやっている大きなチャンスが来ていると思うんですよ。やり方はいろいろあると思いますけれども、今までやってきたことをそのまま踏襲する。または縮小する。こういう形では、本気で野心的な計画を作るといようなことが言われておりますけれども、環境問題に取り組む姿勢というのが示されないのではないのでしょうか。条例で市民公募二人ということ条例の中に入れ込むわけではないというふうにおっしゃいましたので、こここのところもう一度ぜひ考えていただいて、市民の声をしっかりこの審議会に入れていただいて計画

を作っていく。市民の公募枠をぜひ広げていただきたいということ要望し、また様々な形で市民の声を集めるということも考えていただく。そして女性の割合をしっかりと広げていただく。これを要望して質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第39号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険の補正予算の質問を行います。

今回の補正予算は、消費税増税に伴って低所得者への対策ということでの条例も出ておりますけれども、もう少し具体的にどういう方々が何人いらっしゃって、そういう方々が引き下げになるんだというようなことを教えていただきたいなと思います。介護保険の加入者は何人いて、その中でどれぐらいの割合がその段階の方々、今回低所得者減免、軽減を受けられる方々なのかということについて教えてください。

それと、これは消費税の増税に関連しての軽減だと思うんですけど、今回新型コロナウイルス感染症の問題で、国民健康保険でも特例の減免制度ができております。介護保険でも、そういう減免制度ができていますと聞いておりますので、教えていただけたらありがたいです。

以上です。

○森西正委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 補正予算の内容について、お答えさせていただきます。

低所得者の介護保険料の軽減ということでございまして、内容としましては、令和元年10月の消費税率の引き上げに伴う低所得者の保険料の軽減強化ということでございます。令和2年度は完全実施ということでございまして、まずは年額で申し上げますと、本市の基準額が年額で6万9,480円でございます。今回の軽減につきましては、低所得者ということで12段階あるうちの第1段階から第3段階の方の保険料につきまして、さらに軽減を実施するもので、第1段階の方ですけれども、基準額6万9,480円に対して、保険料率が0.375から今回は0.3に、第2段階が0.575であるものが0.45に、第3段階の方が0.725であるものが0.7に軽減幅を拡充いたします。

実際の金額に当てはめてみますと、第1段階の方が2万6,055円から2万844円に、差額が5,211円、第2段階の方が3万9,951円から3万1,266円に、差額が8,685円、第3段階の方が5万373円から4万8,636円に、差額は1,737円減額するものでございます。

月額で申し上げますと、基準額が5,790円でございます。第1段階の方が令和元年度は2,171円であったものが1,737円となりまして、その差額が434円です。第2段階の方が3,329円が2,605円となりまして、その差額が724円、第3段階の方が4,197円が4,053円となりまして、その差額が144円となります。

対象の人数でございますが、令和2年3月31日現在で、第1号被保険者の全体数が2万2,185人ございまして、そのうちの軽減の対象となる方ですが、第1段階の方が4,332人、第2段階の方が2,076人、第3段階の方が1,979人で、合計が8,387人で、約4割の方が該当されます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の減免ということで、これは新型コロナウイルス感染症の4月に閣議決定が行われた緊急経済対策の一環で行われるものでございまして、本市としましては、介護保険条例施行規則を改正をさせていただきます。準備を進めているところでございます。

内容としましては、主たる生計維持者の収入減少額が令和元年と比較して30%以上となる場合、同じ世帯で一番収入が高い方の収入が30%減額となった場合に対象となる可能性がありまして、介護保険料に減少した所得の割合を掛けて算出するというようになっております。具体的には、前年の合計所得額に対しまして、減少する前年の所得額の割合に応じて保険料を減額する制度になっております。ですから収入に対しての所得額がなければ対象にはならないということで、収入が低い方は対象にはならないということもございます。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 約4割の方々がこの消費税の増税に関しての低所得者軽減ということに当たるということですが、反対に言えば6割は全くそうはならないということでございます。この第4段階、第5段階というのは入らないわけですが、

この方々も本人は非課税という方で、決して収入が高いわけではない。そういう中で本当に消費税の増税の負担はどんどんとかぶさってくるのに、何も軽減がないということで本当にしんどいなと。消費税が福祉に使われているということではないというのが本当にこの点でも分かる。ほんのわずかしか使われていないというのが分かると思います。新型コロナウイルス感染症の問題で年金が下がらないといっても、物価はすごく上がっています。お野菜がとて高くなったりとかしています。また、おうちにずっとおられるということで、水道光熱費、この辺も非常に上がってきているというお話も聞いています。そういう中でぜひ新型コロナウイルス感染症関係の保険料の減額、これもしっかりと紹介していただいて、使える方にはぜひ使っていただけるようにしてもらいたい。

今お話にもありましたように、収入に対して所得がないという方々、収入があっても所得控除で消えてしまうという方々、こういう方々というのもやはり収入が減っているということは変わらないけれども、これでは救えないということがあります。また雑所得、シルバー世代の方々は対象ではないというようなことも聞いております。そういう国に対して、全ての人が救ってもらえるような、そういうことを求めているということと同時に、ぜひ今までの減免制度、国の制度、摂津市の制度、これもぜひ活用していただきたいと思っています。そしてそこでも救われないという状況が出てくるとしますので、ぜひ保険料そのものを引き下げるとというのが一つの期の途中でできないのであれば、大胆な減免制度、摂津市独自の減免制度を作ってくださいますよう要望いたしまして、質

問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

次に、議案第65号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午前11時58分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第63号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 重度障害者医療の問題ですね。精神障害者の入院のことについて改善をされるということで、これ自体は良いことだと思っております。どれくらいの人が対象になるのか、教えてください。

しかし、これは大阪府の福祉医療削減の一環として行われている流れです。障害者の老人医療が削られたということが、この引き換えにされております。老人医療費の内容、そして今後どうなるのか、外れる人はどれくらいになるのか、これをお答えいただきたいと思います。

○森西正委員長 飯野課長。

○飯野障害福祉課長 精神病床の入院患者の方に対する助成の対象者の質問についてお答えいたします。

あくまで推計になりますけれども、大阪府のほうでは全体の対象人数を1,136

人と推計されております。大阪府の人口と摂津市の人口を単純に人口割すると、本市の対象者は11人程度になろうかと考えております。

2点目の老人医療費助成制度の質問でございます。

現在の老人医療費助成制度の対象者につきましては、平成30年4月の制度改正に伴う経過措置の期間中の方でございますけれども、5月末現在、291人の方が対象となっております。

以上でございます。

○増永委員 摂津市では、精神障害の入院の方、対象は11人ぐらいかなというようなお話だったと思いますが、それに対して291人の老人医療を受けておられる方々が外れるというお話です。新たに65歳以上になった方はこの間ずっと、この老人医療の制度には入っておられない。それを思うと大変な方々がこの制度から外されてしまったんだなというふうに思っています。府に対して制度を見直し負担の軽減、外される人がないように要望をしていくべきだと思います。摂津市は、障害者の入院食事代の復活もぜひしていただきたいと思いますので、併せて要望として終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後0時2分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決し

ます。

議案第37号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第39号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第59号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第63号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後0時5分 休憩)

(午後0時6分 再開)

○森西正委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議をします。

委員会の行政視察については、5月に実

施予定で進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月15日付で延期に係る通知をお送りさせていただきました。その後、6月1日に各委員長で委員会の行政視察について協議し、緊急事態宣言は全国的に解除されましたが、引き続き3密を避けるなど感染症への防止対策を講じる必要がある状況下において、委員会の行政視察を行うことは困難ということが確認されました。これを受けまして、令和2年度につきましては、本委員会の行政視察を中止させていただきたいと思っておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

これで本委員会を閉会します。

（午後0時7分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森西 正

民生常任委員 福住 礼子